

## 広島港棧橋駐車場使用申請者の皆様へ

広島港さん橋管理事務所

下記全項目をご了承の上、申請をお願いします。

- 1 申請者は、以下のいずれかに該当する者であること。
  - (1) ほぼ毎日、広島港の定期船を利用している者であること。
  - (2) 広島港宇品旅客ターミナルのテナント（広島港宇品旅客東ターミナルを含む。）、船会社、これらに常勤で勤務する方又は広島港宇品旅客ターミナル周辺において港湾業務に常時従事している者であること。※ 募集資格を有する者であるかを確認するため、勤務先等の確認を行います。
- 2 申請者は、自ら車両を運転し駐車場を必要とする者であること（定期券は譲渡、貸与など出来ません。）。
- 3 車両の大きさは、長さ5 m、幅2 m、高さ2.3 m以下とします。
- 4 虚偽の申請など不正行為のあった場合は、その申請は無効とし、許可を取り消すことがあります。
- 5 他人に迷惑等の行為があった場合、使用許可を取り消すことがあります。
- 6 期間中途において定期券が不用となった場合、必ず申し出てください。
- 7 定期券の再発行は行いますが、取り扱いには十分注意してください。
- 8 駐車枠は指定しません。満車の場合は空車待ちをしていただくこととなります。
- 9 花火大会等で駐車場周辺が交通規制区域となる場合は、通行証の発行のため、住所、氏名、連絡先、車両番号を地元警察署に情報提供します。  
〔なお、通行証が不要な方は、交通規制実施日の1か月前までに当事務所  
までご連絡してください。〕
- 10 車庫証明書の発行はできません（自動車保管場所としての使用及びそれに類する使用はできません。）。
- 11 場内での盗難、接触事故等については、施設管理者は一切責任を負いません。
- 12 代理人申請の場合、申請者ご本人に上記の項目について、了承済みであるかの確認のご連絡をさせていただきます。